



IAF 基準文書

制裁措置の整合性及び不正行為への 対処に関するIAF基準文書

Issue 2

(IAF MD 7:2023)

注:この文書は、IAF Mandatory Document for the Harmonization of Sanctions and Dealing with Fraudulent Behaviour の内容を変更することなく一般社団法人 情報マネジメントシステム認定センター及び本協会が翻訳したものであるが、原文だけが正式な IAF 文書としての位置付けをもつ。原文は、IAF ウェブサイト (P.8 参照) から入手できる。

2023 年 6 月 1 日

公益財団法人 日本適合性認定協会

国際認定フォーラム（IAF）は、IAFメンバーによって認定された適合性評価機関（CAB）が発行する適合性評価結果が全世界で受け入れられるよう、認定機関（AB）間における相互承認協定を世界的規模で運用することによって、貿易を推進し、産業界及び規制当局を支援している。

認定は、認定されたCABが認定の範囲内において業務を行う能力をもつことを保証することによって、事業及びその顧客にとってのリスクを軽減する。IAFメンバーであるAB及びそれらに認定されたCABは、適切な国際規格及びその一貫した適用のための IAF 基準文書に適合することが要求される。

IAF国際相互承認協定（MLA）に加盟しているABは、認定プログラムの運用に信頼を与えるために、選任された相互評価チームによる定期的な評価を受ける。IAF MLAの構造は、“IAF PL 3 – Policies and Procedures on the IAF MLA Structure and for Expansion of the Scope of the IAF MLA”に、IAF MLAの範囲は、IAF MLA Status documentに詳述されている。

IAF MLAの構造は5つのレベルで構成されている。レベル1は全てのABに適用される基準、JIS Q 17011を規定している。レベル2の活動と、対応するレベル3の基準文書との組合せをMLAのメインスコープと称し、レベル4（該当する場合）及びレベル5の関連する基準文書の組合せをMLAのサブスコープと称する。

- MLAのメインスコープは、例えば製品認証のような活動と、JIS Q 17065などの関連する強制規格を含む。メインスコープレベルにおけるCABによる証明は、同等に信頼できると見なされる。
- MLAのサブスコープは、例えばJIS Q 9001などの適合性評価に関する要求事項と、該当する場合、例えば、ISO 22003-1などのスキーム固有の要求事項を含む。サブスコープレベルにおけるCABによる証明は同等と見なされる。

IAF MLAは、市場による適合性評価結果の受入れに必要な信頼性を提供する。IAF MLA加盟ABに認定された機関によって、IAF MLAの適用範囲内で発行される証明は、世界中で認知されることができ、それによって国際貿易を推進する。

目次

0	序文	5
1.	引用規格	5
2.	制裁措置の開始	6
3.	実施可能な制裁措置	6
4.	整合性のある特定の制裁措置	7
5.	通知	8
	附属書A（規定）：	9
	附属書B（参考）：	10

第2版

作業：IAF技術委員会

承認：IAFメンバー

発行日：2023年2月21日

問い合わせ先: Elva Nilsen

IAF Corporate Secretary

電話番号: +1 613 454-8159

Email: secretary@iaf.nu

承認日：2022年12月30日

適用日：2024年2月21日

IAF基準文書への序文

この文書で使用されている“should”（望ましい）は、規格の要求事項を満たすことの、認知された手段であることを示す。適合性評価機関（CAB）は、この要求事項を同等の方法で満たすことも、それを認定機関（AB）に対して実証できれば可能である。この文書で使用されている用語“shall”（なければならない）は、関連する規格の要求事項を反映したそれらの規定が強制されることを示す。

制裁措置の整合性及び不正行為への対処に関するIAF基準文書

この文書は、この文書に記述されている特定の状況の下で、JIS Q 17011:2018 7.2 及び7.11の一貫した適用のために義務づけられる。この文書が当該規格のいかなる要求事項にも優先することはない。

0 序文

0.1 JIS Q 17011 に従い、認定機関（AB）は認定の一時停止、取消し、又は認定範囲の縮小に関する手順を保持していること及び特定の状況下で認定取消しのプロセスを開始することが要求されている（JIS Q 17011:2018 7.11.1及び7.11.2参照）

0.2 この文書の意図は、認定の申請者又は認定された適合性評価機関（CAB）に、制裁措置を適用しなければならない状況、及びそれに伴ってABが行わなければならない通知について明確にすることである。

0.3 この文書は、IAF MLA の範囲で適用できるだけでなく、IAF のその他の全ての認定に関する活動にも適用できる。AB、CAB、第三者、規制当局、スキームオーナー、国家の諸機関又はその他の裁量によって、（適切な修正を行ったうえで）その他の状況にも適用されうる。

0.4 箇条2では、ABによる制裁措置に繋がる特定の状況について、箇条3では、通常、ABが段階的に適用する制裁措置について記述している。

0.5 箇条4及び箇条5は、全てのABが整合性のあるアプローチをしなければならない具体的な事例を記述している。

0.6 附属書A（規定）は、申請者であるCAB、認定されたCAB及び／又はその顧客の不正行為が特定された場合に、ABがとるべきアプローチに関する要求事項を規定する。

0.7 附属書B（参考）は、本基準文書4.2の要求事項の背景及び状況を提供する。

1. 引用規格

1.1. JIS Q 17011 適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項

1.2. JIS Q 17030 適合性評価—第三者適合マークに対する一般要求事項

1.3. 認定範囲に応じて適用する規格：

1.3.1. JIS Q 17021-1 適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第1部：要求事項

1.3.2. JIS Q 17024 適合性評価—要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項

1.3.3. JIS Q 17065 適合性評価—製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項

1.3.4. JIS Q 17029 適合性評価—妥当性確認機関及び検証機関に対する一般原則及び要求事項

2. 制裁措置の開始

2.1. 認定の申請者又は認定された適合性評価機関（CAB）に制裁措置が適用される状況には次が含まれるが、これらに限定されない。

- 認定機関（AB）の定める手順に従って不適合を解決できなかった場合。
- 苦情調査の結果が悪かった場合。
- 認定シンボルの誤用・不実表示（JIS Q 17011:2018 4.3.5及び注記参照）。
- 認定範囲に応じて適用される、関連する法律、規則、条例又は指令の不遵守。
- 不正行為の証拠（4.1参照）を含む、この文書の箇条4に記述されている状況。
- ABへの料金の未払い。

3. 実施可能な制裁措置

3.1. 実施可能な制裁措置には、次が含まれるが、これらに限定されない：

- サーベイランスの強化及び対象を絞った調査（文書審査及び／又は事務所審査又は立会審査を含む）。

- 認定範囲の縮小（認定範囲に含まれる場所を含む）。
- 認定の一時停止。
- 認定の取消し。
- 初回認定又は認定範囲の拡大のためのプロセスの一時停止又は終了。
- 認定範囲の縮小、一時停止、取消し又は不実表示についての公表。
- 法的処置。

注記：

- 1) この基準文書にあるいかなる記述も、JIS Q 17011:2018 7.13に規定されている、決定に関する適合性評価機関の異議申立ての権利を無効にするものではない。
- 2) この文書に概要を示した制裁措置の適用は、第三者、規制当局、スキームオーナー、国家の諸機関又はその他の利害関係者による法的処置を排除するものではない。

4. 整合性のある特定の制裁措置

以下の状況では、認定機関は特定の制裁措置をとることが要求される：

4.1. JIS Q 17011:2018 7.11.2に規定されているとおり、不正行為の証拠がある場合、適合性評価機関（CAB）が意図的に虚偽の情報を提供した場合、情報を隠蔽した場合、又は認定規則に故意に違反した場合、認定機関（AB）は、CABの認定の取消し、申請又は更新の終了（該当する場合）のためのプロセスを開始しなければならない。附属書A参照。

4.2. CABが、CABを認定するための基礎として使用する IAF MLA 又は ILAC MRA レベル 1 から 4 の規格（例えば、JIS Q 17025、JIS Q 17020、ISO 15189）に対する第三者適合性評価を提供している場合、ABは、CABの申請プロセスを一時停止するか、認定の一時停止（該当する場合）のためのプロセスを開始しなければならない。附属書 B参照。

- 一時停止から先の決定は、CABが講じた処置をもとに、決定しなければならない。
- ABは、CABとの契約の中に、このような可能性についての適切な規定を入れなければならない。

5. 通知

5.1 認定の一時停止又は取消しの場合、公表は必須である（JIS Q 17011:2018 8.2.2参照のこと）。

注記：一時停止／取消しされた認定及び関連する適合性の表明に関する情報を含め、例えばマネジメントシステム認証に要求されるIAF CertSearchのような、関連する全てのIAFデータベースの情報を更新することが重要である。

5.2 4.1及び4.2に述べた状況があり、認定の一時停止又は取消しに至り、認定機関（AB）の異議申立て手順に従って異議申立てがあり、それに対する決定が出た後、ABは、IAF事務局に決定内容及び理由を通知しなければならない。IAF事務局は、全てのIAFメンバーABに対して、当該決定及び状況を、次の形で通知しなければならない：

IAF MD7 4.1又は4.2に従って、「[認定機関名]は、[日付]、「[適合性評価機関名]の認定の[‘取消し’又は‘一時停止’]を行う。」

制裁措置の整合性及び不正行為への対処に関するIAF基準文書の終わり

追加情報：

この文書又は他のIAF文書について追加の情報を必要とする場合、IAFメンバー又は事務局に連絡して下さい。

IAFメンバーの連絡先詳細については、IAFウェブサイト参照：<http://www.iaf.nu>.

事務局：

Elva Nilsen
IAF Corporate Secretary
Telephone + 1 (613) 454-8159
Email: secretary@iaf.nu

附属書A（規定）：**不正行為の申立てに対処するプロセス**

注記：IAF ID15:2023は、A1～A6を達成するために、認定機関（AB）が採用し得るアプローチに関する情報を提供する。必須であるのは成果であり、それを達成するために採用するアプローチではない。

ABは、次のことをしなければならない：

A1) 認定した適合性評価機関（CAB）及び／又はその顧客による不正行為にどのようなに対処するかについての声明書を作成し、公表する。

A2) ABがそのような不正行為に対応できるような方針、手順、法的強制力のある取決めをもつ。

A3) 不正行為の申立てに関する情報（不正行為を管理するためにとるあらゆる処置の結果を含む）を受け取り、検証し、対処し、関連する利害関係者（関連するIAFメンバーABを含むがこれに限定しない）に伝達するために必要な取決めをもつ。

A4) 認定の申請者又は認定されたCABに関する不正行為の申立ての妥当性、及びCABがその顧客による不正行為の申立てに適切に対処できていないことを立証するために必要なプロセスをもつ。

A5) 不正行為に対して効果的に及び相応に対応するための手段をもつ。

A6) 不正行為を管理するために他の IAF メンバーABが講じる正当な処置を尊重し、支援する。

注記：このことは、ABが、他の IAF メンバーABの制裁と同一の制裁を課すことを必ずしも必要とするものではない。

附属書B（参考）：**認定の基礎として使用されている規格に対する適合性評価を提供する適合性評価機関**

この基準文書の4.2は、IAF-ILAC JGA 2007シドニー決議7に基づき、認証以外の適合性評価活動（例えば、検証及び妥当性確認）を含むように更新されたものである。

IAF 及びILAC 合同総会は、JCCC の勧告に基づいて、認定機関（AB）による認定を受けている適合性評価機関（CAB）が、CAB を認定するための基礎として使用されている規格（例、JIS Q17025 又はISO 15189）に対する認証を提供している場合¹、当該AB は、認定の一時停止のための手続きを開始しなければならない。なぜなら、CAB がこの行動を行うと、AB は、その意志に反して、CAB が実施しているサービスと同じサービスを提供している状態に置かれることになり、これは、JIS Q 17011 4.3.6 項の違反となるからである。一時停止から先の決定は、CAB の取った処置を見たうえで、決定しなければならない。

全てのIAF 及びILAC 加盟AB は、CAB との契約の中に、このような可能性についての適切な規定を入れなければならない。

備考：CAB が、その下請負契約者を審査し、CAB の要求事項を満たしていることを確認しなければならないことがあることは容認されている。この要求事項には、認定規格、例えば、JIS Q 17025 を含むかもしれない。審査の結果合格した下請負契約者に発行する文書類には、これが、その下請負契約の諸目的のためだけであり、JIS Q 17011 に従った認証又は認定ではないことを明確に述べることを望ましい。

¹ これは、IAF-ILAC JGA 2007 シドニー決議 7 の原文であり、現在は他の種類の適合性評価（妥当性確認及び検証を含む）にも範囲を広げている。